

## 役員報酬等規程

平成 24 年 4 月 1 日

一部改正 平成 29 年 1 月 1 日

一部改正 平成 30 年 4 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人全国求人情報協会（以下「協会」という。）定款第 31 条第 4 項の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち業務執行理事として協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（通勤手当を除く）、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第 3 条 常勤役員報酬は、第 4 条に定めるところによる。

- 2 会員である非常勤役員には、報酬を支給しない。
- 3 会員以外の非常勤役員には、総会又は理事会に出席したとき、監事監査を行ったときその他その職務に従事したことにより支給事由が発生した都度、次の額を支給する。
  - (1) 総会、理事会への出席その他の職務に従事したとき（会計監査業務を除く。）

1 日につき 21,500 円
  - (2) 会計監査業務を行ったとき 

1 回につき 31,500 円
- 4 常勤役員の退任に当たっては、役員退職慰労金規程に基づき退職慰労金を支給する。

### (常勤役員報酬等の種類及び額)

第 4 条 常勤役員等の報酬の種類は、次のとおりとし、その額は、民間事業者等の役員報酬、協会の経理状況等に照らし、妥当な水準となるよう見直すものとする。

- (1) 基本給 434,000 円
- (2) 地域手当 俸給の 12%に相当する額
- (3) 通勤手当 最も合理的な経路による通勤定期券の額
- (4) 賞与 第 8 条に定めるところによる。

### (報酬等の支給)

第 5 条 常勤役員報酬等は、法令に基づき、その報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接支給する。ただし、役員同意を得た場合は、その指定する金融機関の口座に振り込むことができる。

### (報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤役員毎月の報酬等は、月の 1 日から末日までの期間につき、その月額をその月の 20 日に支給する。ただし、その日が職員就業規則第 10 条に規定する勤務を要しない日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給する。

### (俸給の日割計算等)

第 7 条 新たに常勤役員になった者には、その日から俸給を支給する。

- 2 常勤役員が退職したときは、その日まで俸給を支給する。
- 3 常勤役員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 4 第 1 項の場合においてその月の 1 日から支給するとき以外のとき、又は第 2 項の場合においてその月の末日まで支給するとき以外のときは、その支給額は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

### (賞与の支給)

第 8 条 賞与は、6 月 1 日、12 月 1 日の各基準日に在職する常勤役員に支給する。

- 2 賞与の額は、俸給及び地域手当の合計額に 100 分の 120 を乗じて得た額並びに俸給に 100 分の 25 を乗じて得た額の合計額に前項の支給月数を乗じて得た額とする。

### (公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、認定法第 20 条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(実施に関し必要な事項)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。